

【育成就労】工業製品製造業における育成就労外国人受入れに関する FAQ

令和 8 年 8 月 3 日（月）時点版

【育成就労】工業製品製造業における育成就労外国人受入れに関する FAQ.....	1
1. 受入れ人数、雇用について.....	3
(1) 受入れ機関ごとの受入れ人数の制限.....	3
(2) 引き抜き防止について.....	3
2. 特定産業分野・業務区分への該当性.....	4
(1) 該当性判断の方法.....	4
(2) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性①.....	4
(3) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性②.....	5
(4) 該当性判断の個別相談ケース①（めっきの該当事業所）.....	5
(5) 該当性判断の個別相談ケース②（プレス製品の溶接加工による組み立て）.....	6
(6) 該当性判断の個別相談ケース③（自動車車体部品プレス）.....	6
(7) 該当性判断の個別相談ケース④（自動車用シート・シートフレームの製造）.....	6
(8) 該当性判断の個別相談ケース⑤（自動車組立て製造）.....	7
(9) 該当性判断の個別相談ケース⑥（修理業における塗装、溶接等）.....	7
(10) 該当性判断の個別相談ケース⑦（建設業における溶接）.....	7
(11) 該当性判断の個別相談ケース⑧（板金加工の精密製品製造業の該当業種）.....	7
(12) 該当性判断の個別相談ケース⑨（建築用・建設用の金属製品製造業の該当業種）.....	7
(13) 該当性判断の個別相談ケース⑩（建築用・建具用の金具類製造業の該当業種）.....	8
(14) 該当性判断の個別相談ケース⑪（金属製サッシ・ドア製造業）.....	8
(15) 該当性判断の個別相談ケース⑫（階段・手摺り製造業の該当業種）.....	8
(16) 該当性判断の個別相談ケース⑬（ダクト製造業の該当業種）.....	9
(17) 該当性判断の個別相談ケース⑭（眼鏡フレーム製造業の該当業種）.....	9
(18) 該当性判断の個別相談ケース⑮（調理用器具製造業の該当業種）.....	9
(19) 該当性判断の個別相談ケース⑯（洋食器製造業の該当業種）.....	9
(20) 該当性判断の個別相談ケース⑰（金属製家具製造業の該当業種）.....	10
(21) 該当性判断の個別相談ケース⑱（積荷用の治具製造業の該当業種）.....	10
(22) 該当性判断の個別相談ケース⑲（鋳鋼製造業における対象職種）.....	10
(23) 該当性判断の個別相談ケース⑳（鋳物の賃加工）.....	10
(24) 該当性判断の個別相談ケース㉑（第 2 次製錬・精製業の該当業種）.....	11
(25) 該当性判断の個別相談ケース㉒（コンクリート流込み用の型枠製造業の該当業種）.....	11
(26) 該当性判断の個別相談ケース㉓（金属熱処理業の該当性（塗装における乾燥工程））.....	11
(27) 該当性判断の個別相談ケース㉔（熱処理工程の内製）.....	11
(28) 該当性判断の個別相談ケース㉕（プラスチック製品製造業）.....	12
(29) 該当性判断の個別相談ケース㉖（研磨業）.....	13

(30) 該当性判断の個別相談ケース②⑦（ちゅう房機器の部分品製造）	14
(31) 該当性判断の個別相談ケース②⑧（鉄骨製造業）	14
(32) 該当性判断の個別相談ケース②⑨（鋼管製造業）	14
(33) 該当性判断の個別相談ケース③⑩（工業包装）	14
(34) 該当性判断の個別相談ケース③⑪（コンクリート製品製造業）	14
(35) 該当性判断の個別相談ケース③⑫（陶磁器製品製造業）	15
(36) 該当性判断の個別相談ケース③⑬（繊維工業）	15
(37) 該当性判断の個別相談ケース③⑭（金属製品塗装業）	16
(38) 該当性判断の個別相談ケース③⑮（RPF 製造業）	17
(39) 該当性判断の個別相談ケース③⑯（印刷・同関連業）	17
(40) 該当性判断の個別相談ケース③⑰（こん包業）	17
(41) 該当性判断の個別相談ケース③⑱（パルプ製造業）	17
(42) 該当性判断の個別相談ケース③⑲（アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む））	17
(43) 該当性判断の個別相談ケース④⑩（その他のセメント製品製造業）	18
3. 業務範囲について	19
(1) 作業内容.....	19
(2) 複数の製造ライン時の対応.....	19
(3) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い.....	20
4. 請負契約について	21
(1) 請負契約での受入れ.....	21
5. 育成就労における試験制度.....	22
(1) 育成就労の目標となる試験.....	22
6. 特定活動について	23
(1) 在留資格の変更.....	23

注）本資料に掲載の内容には、一部「工業製品製造業における特定技能外国人受入れに関する FAQ」と重複する箇所があります。

1. 受入れ人数、雇用について

(1) 受入れ機関ごとの受入れ人数の制限

(質問 1-1) 育成就労外国人を受け入れる際、受入れ機関（育成就労実施者）ごとの人数制限はありますか。

(回答 1-1) 育成就労制度では、育成就労実施者の常勤職員数に応じた育成就労外国人の受入れ上限である受入れ人数枠を設けられています。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001451331.pdf>

(2) 引き抜き防止について

(質問 1-2) 外国人材制度（特定技能・育成就労）で自粛すべき「引き抜き」とは、具体的にどのような行為が該当するのでしょうか。

(回答 1-2) 既に日本国内の他地域・他企業で就労している外国人を、積極的に引き抜いてきて自社で受け入れるといった企業側の悪質性の高い内容を想定しております。

外国人の引き抜きによって、業界内の受入れ秩序の乱れや大都市圏への過度な集中、大企業への偏在が懸念されることから、引き抜きの自粛をお願いしているところです（ただし、労働者側に転職の自由は認められるため、純粋に賃金や労働環境を比べて個人の意思で転職すること自体を引き留められるものではありません。）。

なお、育成就労制度においては、一定の要件の下で本人の意向による転籍も認めることとされています。

2. 特定産業分野・業務区分への該当性

(ご注意) 日本標準産業分類の該当については、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「JAIM」という。）の入会審査時に確認させていただきます。

また、最終的に外国人が在留資格を得られるかは、各地方の出入国在留管理局や外国人育成就労機構への申請手続き時に判断されます。

(1) 該当性判断の方法

(質問 2-1-1) 受入れ可能な事業所であるかどうか分かりません。何をみて判断したらよいですか。

(回答 2-1-1) 工業製品製造業分野については、日本標準産業分類に基づき該当性を確認していただく必要があります。以下 URL の「対象となる産業分類一覧」から、受入れを希望する事業所で製造している製造品を検索いただき、対象かどうか御確認ください。なお、該当の製造品は、直近 1 年間に「製造品出荷額等」が発生している必要がございます（該当性の確認は事業所毎に行いますので、事業所単位で御確認いただく必要がございます。）

対象となる産業分類一覧

<https://www.jaim-skill.or.jp/entry/classification/>

なお、外国人の受入れにあたっては、外国人の従事する業務が対象の業務区分に該当していることが必要です。事業所の日本標準産業分類が本制度の対象であっても、業務区分が該当しない場合は外国人の受入れが認められません。

そのため、JAIM 入会申請審査の過程で、外国人の従事する業務について事務局から確認を行う場合があります。

(質問 2-1-2) 自事業所の日本標準産業分類に照らして特定技能外国人・育成就労外国人が従事可能な業務区分が何か分かりません。何をみて判断したらよいですか。

(回答 2-1-2) 特定技能外国人については、以下に「特定技能外国人が活動を行う事業所が行う産業の分類と特定技能外国人が従事する業務区分で想定する組合せ」をまとめています。こちらを参考に確認いただくと幸いです。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/sangyobunrui_gyomukubun_soteikumawase.pdf

なお、育成就労外国人についての資料はありませんが、特定技能制度と育成就労制度は連続的な制度であることから、上記の資料を参考に御確認ください。

(2) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性①

(質問 2-2) 当社の主たる事業は、日本標準産業分類をもとにすると工業製品製造業分野に該当しますが、事業の一部で、工業製品製造業分野で受入れが認められる事業区分を扱っており、その売上があります。この場合、受入れが可能な特定産業分野に該当しますか。

(回答 2-2) 主たる事業でなくても、工業製品製造業分野のうち受入れ可能な日本標準産業分類に該当し

た製造品の出荷額が発生している場合は、特定産業分野に該当する、と判断できます。ただし、特定技能外国人・育成就労外国人を受け入れられるのは、受入れ可能な日本標準産業分類に該当する製品の製造工程のみとなりますので御注意ください。

(3) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性②

(質問 2-3) 当社は塗装業です。機械部品の塗装を行っており加工賃収入があります。業務区分「機械金属加工」で受け入れることは可能ですか。

(回答 2-3) 日本標準産業分類 2461 金属製品塗装業に該当する場合、当該工程において、特定技能外国人・育成就労外国人を受け入れることが可能です。

(4) 該当性判断の個別相談ケース① (めっきの該当事業所)

(質問 2-4-1) 当社はめっき業です。機械部品のめっきを行っており加工賃収入があります。特定技能外国人・育成就労外国人を受け入れることは可能でしょうか。また、どの業務区分で受け入れることが可能でしょうか。

(回答 2-4-1) 日本標準産業分類の 2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）、2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）、2469 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）に該当する場合、当該工程において、特定技能外国人・育成就労外国人を受け入れることが可能です。また、業務区分「金属表面処理」で受け入れることが可能です。

(質問 2-4-2) 当社はめっき加工業です。製造品は、産業機械の部品以外でも制度に該当しますか。

(回答 2-4-2) 日本標準産業分類に記載されているとおり、金属製品にめっきを行う事業所が該当します。産業機械に限らず、窓のサッシやアルミ食器などへのめっき加工についても対象となります。

(質問 2-4-3) 製造工程でめっき後に、後加工があります。産業分類は 2462 溶融めっき業、2464 電気めっき業、2469 その他の金属表面処理業のいずれかに該当しますか。

(回答 2-4-3) 後加工された製造品が、受入れ可能な日本標準産業分類に該当するか否かで判断されます。この場合は、めっきの産業分類ではなく、事業所から出荷される製造品が該当する産業分類を確認してください。

(質問 2-4-4) 金属製品へのめっきにおいては、当該事業者が専業であることが条件となっておりますが、プラスチック製品へのめっきにおいても、同様に専業の事業者であることが条件ですか。

(回答 2-4-4) プラスチック製品製造業に該当する事業所であって、プラスチック成形に係る工程の他にめっき加工に係る工程を行っている場合であっても、当該工程において、特定技能外国人・育成就労外国人を受け入れることは可能です。なお、外国人が従事する業務は、在留資格を得た業務区分に含まれる技能を要する業務であれば認められます。

※めっき専業事業者で、プラスチック製品へめっきを施している場合はめっき業（日本標準産

業分類 2462、2464 など）に該当し、かつ金属表面処理区分の外国人を受け入れ可能です。プラスチック製品の製造事業者で、対象の成形方法でプラスチック製品を製造し、更にめっきも施している場合は、プラスチック製品製造業（日本標準産業分類 18）に該当します。ただし、プラスチック成形の工程は機械金属加工区分又は電気電子機器組立て区分の外国人が、めっきの工程では金属表面処理区分の外国人が従事可能であるため、2つの業務区分に跨る点にご注意ください。

(5) 該当性判断の個別相談ケース②（プレス製品の溶接加工による組み立て）

（質問 2-5）当社は自動車関係のプレス製品を製造した後、溶接加工により、組み立てを行っています。日本標準産業分類 311－自動車・同附属品製造業又は 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

（回答 2-5）プレス製品を溶接加工により組み合わせて自動車関係の製品を製造している場合、3113 自動車部分品・附属品製造業に該当します。245 金属素形材製品製造業（2451・2452）における「プレス製品」及び「金属プレス製品」とは、金型を用いたプレス機にて、金属板を打ち抜き・加工した打ち放しの「自動車部品」や「機械部品」などの製品を指します。プレス製品を溶接加工により組み立てた製品は含まれません。

(6) 該当性判断の個別相談ケース③（自動車車体部品プレス）

（質問 2-6）当社は自動車車体部品のプレスを行っています。日本標準産業分類 311－自動車・同附属品製造業又は 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

（回答 2-6）スタンプ加工品（プレス加工品）が組み合わさった自動車車体部分品は、3113 自動車部分品・附属品製造業に該当します。自動車車体部品（ドアパネル、ボンネット等）であっても、スタンプ加工（プレス加工-機械仕上げをしないもの（製品の形状変更を伴わない後加工（塗装、めっき、研磨、ばり取りなど））は 245 金属素形材製品製造業（2451・2452）に該当します。

(7) 該当性判断の個別相談ケース④（自動車用シート・シートフレームの製造）

（質問 2-7-1）自動車シート縫製を行う事業所は、日本標準産業分類 11-繊維工業又は 311－自動車・同附属品製造業のいずれかで申請を行うことになりますか。

（回答 2-7-1）特定技能外国人・育成就労外国人が自動車シート縫製として縫製の業務のみに従事する場合は、11-繊維工業で申請を行うことになります、上乗せ要件を満たすことが必要になります。

（質問 2-7-2）当社はプレス加工した製品を、溶接や機械加工等を施し、自動車用のシートフレームを製造しています。日本標準産業分類 311－自動車・同附属品製造業又は 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

（回答 2-7-2）シートフレームの製造業は、3113 自動車部分品・附属品製造業に該当します。245 金属素形材製品製造業（2451・2452）は、自動車等の機械部品は打ち放しのプレス製品を対象としているため、溶接や機械加工等を施した製品の製造業は該当しません。

(8) 該当性判断の個別相談ケース⑤（自動車組立て製造）

（質問 2-8）当社は自動車の組立て製造をしています。日本標準産業分類 311－自動車・同附属品製造業に該当しますか。

（回答 2-8）自動車の組立てを行う事業所は、311 自動車・同附属品製造業に該当しますが、工業製品製造業分野の外国人が従事する業務区分内の業務に「組立て」にかかる業務が該当しないことから、自動車組立ての製造ラインでの外国人の受入れはできません。

なお、自動車組立ての「組立て」業務とは、車体にエンジンやタイヤ、バンパー、シート等を取り付けて完成車として仕上げる全てまたは一部の業務のことを指します。自動車・同附属品製造業の事業所において、製造を行わず「組立て」、「研磨」又は「検査」の業務のみに従事する場合にあっては、それぞれの業務が、機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、縫製、ゴム製品製造で掲げるいずれかの技能に該当しない場合、受入れはできません。

(9) 該当性判断の個別相談ケース⑥（修理業における塗装、溶接等）

（質問 2-9）当社は中古の機械類を仕入れて、修理及び塗装を行っています。業務区分「機械金属加工」で受入れ可能ですか。

（回答 2-9）修理のための塗装や溶接、機械加工等での売上は修理工料収入となり、修理業であるため対象外となります。ただし、申請事業者が PSE マーク（電気用品安全法）を取得している場合は、対象となる可能性がありますので、証明書類に記載をしてください。

(10) 該当性判断の個別相談ケース⑦（建設業における溶接）

（質問 2-10）当社は建設関連の会社です。現場での溶接作業で特定技能外国人・育成就労外国人の受入れは可能ですか。

（回答 2-10）建設・建築（工事・据付）の代金は建設業収入に該当するため受け入れることはできません。

(11) 該当性判断の個別相談ケース⑧（板金加工の精密製品製造業の該当業種）

（質問 2-11）板金設備（プレスブレーキやタレットパンチプレス等）を用いて薄い金属板を板金加工する精密な製品を製造する事業は、どのような日本標準産業分類に当てはまるでしょうか。

（回答 2-11）2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業や 2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）に当てはまる可能性があります。なお、建設用・建築用の金属製品製造業などの用途に特化した製造業の場合、これに当てはまらない可能性もあるため留意が必要です。

(12) 該当性判断の個別相談ケース⑨（建築用・建設用の金属製品製造業の該当業種）

（質問 2-12-1）プレス機（板金設備を含む）を用いて薄い金属板を加工し、建築用や建設用の金属製品を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

（回答 2-12-1）製造品が、金属製サッシ・ドアの場合、2443 金属製サッシ・ドア製造業に当てはまる可能性があります。2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業や 2452 金属プレス製品製造業

(アルミニウム・同合金を除く)は、自動車車体や機械部分品を製造する事業を指します。建築用や建設用の金属製品の製造業は、2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)や2445 建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)に分類されます。

(質問 2-12-2) 建設用の金属製仮設資材(足場)を製造しています。日本標準産業分類 2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)に該当しますか。

(回答 2-12-2) 該当します。足場や支保工等の仮設用金属製品の製造は、2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)に分類されます。

(13) 該当性判断の個別相談ケース⑩(建築用・建具用の金具類製造業の該当業種)

(質問 2-13) プレス機(板金設備を含む)を用いて薄い金属板を加工し、建築用や建具用の金具類を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-13) 製造品が金属製サッシ・ドアの場合、2443 金属製サッシ・ドア製造業に当てはまる可能性があります。建築用・建具用の金具類の製造は、2429 その他の金物類製造業に分類されます。

(参考) 2429 その他の金物類製造業

主として普通金物と呼ばれ他に分類されない種々の製品を製造する事業所をいう。主な製品は、扇錠、組かぎ、戸車及びその他の建築用・建具用金具類、架線金物、自動車及びその他の輸送車両用の金具類、小箱、家具、トランク、スーツケース、袋物などの金具類、南京錠などである。ただし、主としてボルト、ナットを製造する事業所は小分類 248 [2481] に、くぎ、靴くぎなどを製造する事業所は小分類 247 [2471] に、機械刃物を製造する事業所は細分類 2422 に分類される。

(14) 該当性判断の個別相談ケース⑪(金属製サッシ・ドア製造業)

(質問 2-14-1) 建物に使用するアルミのドア・サッシの製造をしています。日本標準産業分類 2443 金属製サッシ・ドア製造業に該当しますか。

(回答 2-14-1) 該当します。2443 金属製サッシ・ドア製造業では「建築用の金属製サッシ、ドア」と記載されており、アルミやスチール、ステンレス製のサッシ・ドアなどの製造業が該当します。

(質問 2-14-2) サッシを組み立てガラスを取り付けて納品している場合、日本標準産業分類 2443 金属製サッシ・ドア製造業に該当しますか。

(回答 2-14-2) サッシを組み立てガラスを取り付ける作業のみでは、2443 金属製サッシ・ドア製造業には該当しません。ガラスやサッシの取付工事を行う場合は 0791 ガラス工事業や 0792 金属製建具工事業に分類される可能性があります、建設業に該当するため対象外となります。

(15) 該当性判断の個別相談ケース⑫(階段・手摺り製造業の該当業種)

(質問 2-15) 板金設備(プレスブレーキやタレットパンチプレス等)を用いて薄い金属板を板金加工し、溶接加工により工場内の階段や手摺を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素

形材製品製造業又は 2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）に該当しますか。

（回答 2-15）階段の製造は、2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）に分類されます。

(16) 該当性判断の個別相談ケース⑬（ダクト製造業の該当業種）

（質問 2-16）板金設備（プレスブレーキやタレットパンチプレス等）を用いて薄い金属板を板金加工し、溶接加工によりダクトを製造しています。日本標準産業分類ではどれに該当するでしょうか。

（回答 2-16）ダクトの製造は、2446 製缶板金業に分類されます。ただし、本制度では 2446 製缶板金業は、高圧ガス溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限り対象となるため、ダクトの製造は対象外となります。

(17) 該当性判断の個別相談ケース⑭（眼鏡フレーム製造業の該当業種）

（質問 2-17）プレス機（板金設備を含む）を用いて眼鏡のフレームを製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

（回答 2-17）該当しません。眼鏡のフレームの製造は、3297 眼鏡製造業（枠を含む）に分類されます。

（参考）3297 眼鏡製造業（枠を含む）

主として眼鏡レンズの研磨を行う事業所及び眼鏡枠又は完成した眼鏡を製造する事業所をいう。個人の注文により眼鏡を調製する事業所は大分類 I－卸売業、小売業 [6082] に分類される。

○眼鏡レンズ製造業（個人の注文によるものを除く）；眼鏡枠製造業；眼鏡製造業；サングラス製造業 ×眼鏡店（個人の注文により調製するもの）[6082]

(18) 該当性判断の個別相談ケース⑮（調理用器具製造業の該当業種）

（質問 2-18）プレス機（板金設備を含む）を用いて鍋やフライパンを製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

（回答 2-18）該当します。2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業及び 2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）では「調理用器具」と記載されており、プレス加工された鍋、フライパン、やかん、ボウル、ざるなどの製造業が該当します。なお、類似の製品であっても、製造方法がプレス加工ではない場合、対象となる分類が異なるため、留意が必要です。例えば、ざるの場合、金属線から製造する場合は 2479 その他の金属線製品製造業に分類されますが、本制度では 2479 その他の金属線製品製造業は溶接材料製造業に限り対象となるため、金属線からざるを製造する場合は対象外です。

(19) 該当性判断の個別相談ケース⑯（洋食器製造業の該当業種）

（質問 2-19）プレス機（板金設備を含む）を用いて洋食器を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

（回答 2-19）該当しません。洋食器の製造は、2421 洋食器製造業に分類されます。

(参考) 2421 洋食器製造業

主として食卓用刀物及びその他の洋食器（貴金属製を除く）を製造する事業所をいう。

○食卓用刀・フォーク・スプーン製造業；盆製造業

×洋食器製造業（貴金属製品）[3219]

(20) 該当性判断の個別相談ケース⑰（金属製家具製造業の該当業種）

（質問 2-20）プレス機（板金設備を含む）を用いて家具の部品を製造し、溶接等により組み合わせることで金属製の家具を製造しています。日本標準産業分類 1312 金属製家具製造業に該当しますか。

（回答 2-20）金属製の家具の製造は、1312 金属製家具製造業に分類されます。なお、プレス加工により家具の部品を製造している場合、245 金属素形材製品製造業に分類される可能性があります。

(21) 該当性判断の個別相談ケース⑱（積荷用の治具製造業の該当業種）

（質問 2-21）棒鋼を鍛造加工後に溶接を行い、積荷用の治具を製造しています。日本標準産業分類 2254 鍛工品製造業に該当しますか。

（回答 2-21）該当しません。2254 鍛工品製造業における「鍛工品」とは、熱した棒鋼等の金属材料に対して、ハンマやプレス機等により圧力を加え、金型の製品形状に成形した鍛造製品そのものを指します。鍛造加工後に溶接を施す製品を製造する事業は 2254 鍛工品製造業に該当しません。

(22) 該当性判断の個別相談ケース⑲（鋳鋼製造業における対象職種）

（質問 2-22）2253 鋳鋼製造業に該当する事業所です。工業製品製造業分野の業務区分に鋳造や鍛造の技能を含む業務区分はありますが、鋳鋼を含む業務区分がありません。特定技能外国人・育成就労外国人の受入れはできないのですか。

（回答 2-22）2253 鋳鋼製造業に該当している事業所であれば、鋳鋼製品の製造工程に存在する「機械加工」や「溶接」を含む機械金属加工区分での受入れが想定されます。

例えば、「機械加工」の職種により技能実習 2 号を修了した技能実習生がいれば、所定の手続後、鋳鋼品製造工程における機械加工に従事することができますので御検討下さい。

(23) 該当性判断の個別相談ケース⑳（鋳物の賃加工）

（質問 2-23）当社は、鋳物を他社から受け入れて、機械加工の二次加工やバリ取り等の賃加工の事業を行っています。これらの事業は、2251 鋳鉄鋳物製造業や 2252 可鍛鋳鉄製造業に該当しますか。

（回答 2-23）該当しません。2251 鋳鉄鋳物製造業や 2252 可鍛鋳鉄製造業は、鋳物そのものを製造する事業（鋳鉄を熔融し、それを鋳型に流し込み、鋳物を製造する事業）を指します。他社から鋳物そのものを製造する行為を依頼され、鋳物の製造代金を加工賃として受ける賃加工の事業は含まれますが、鋳物の機械加工やバリ取り等を行う行為は、鋳物そのものを製造するものでないことから、これらの日本標準産業分類には該当しません。なお、塗装作業においては、2461 金

属製品塗装業として対象になる可能性があります。

(24) 該当性判断の個別相談ケース②①（第2次製錬・精製業の該当業種）

（質問 2-24）当社は、鉛のくず等処理し、鑄造工程により材料（インゴット）を製造しています。

2352 非鉄金属鑄物製造業（銅・同合金鑄物及びダイカストを除く）に該当しますか。

（回答 2-24）該当しません。鉛を再生する作業を行う事業は 2321 鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）に分類されます。インゴットのように金属材料として用いられる製品は鑄物製品に該当しません。

(25) 該当性判断の個別相談ケース②②（コンクリート流込み用の型枠製造業の該当業種）

（質問 2-25）板金加工等によりコンクリート流込み用の型枠を製造しています。日本標準産業分類

2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業に該当しますか。

（回答 2-25）コンクリート流込み用の型枠の製造は、2446 製缶板金業に分類されます。ただし、本制度では 2446 製缶板金業は、高圧ガス溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限り対象となるため、コンクリート流込み用の型枠製造は対象外です。

(26) 該当性判断の個別相談ケース②③（金属熱処理業の該当性（塗装における乾燥工程））

（質問 2-26-1）当社は、塗装業を行っています。塗装工程において、温室等により乾燥を行う工程がありますが、本工程は 2465 金属熱処理業に該当しますか。

（回答 2-26-1）該当しません。2465 金属熱処理業は、工業炉等を用いて、金属製品の形状を変えることなく、金属の性質（組織）そのものに変化を加えるもので、一般熱処理（焼入れや焼きなまし等）や表面熱処理（高周波焼き入れや浸炭焼き入れ等）を行う事業を指します。単に、表面の塗装を乾燥させる工程は 2465 金属熱処理業には該当しません。塗装業の場合、2461 金属製品塗装業であれば該当します。

（質問 2-26-2）金属塗装前に金属加工や組み立てをしている場合も、日本標準産業分類 2461 金属製品塗装業に該当しますか。

（回答 2-26-2）主として他から受け入れた金属製品に塗装を行い、塗装のみによる加工収入がある場合には 2461 金属製品塗装業に該当しますが、自らが金属加工、組み立てを行った製品への塗装を行っている場合は 2461 金属製品塗装業に該当しません。

(27) 該当性判断の個別相談ケース②④（熱処理工程の内製）

（質問 2-27）当社は、切削加工により機械部品の製造を行っています。機械部品の製造工程においては、切削加工後の機械部品に対して熱処理加工を行うことにより付加価値を付けています。この場合、熱処理加工部分は、2465 金属熱処理業に該当しますか。

（回答 2-27）該当しません。2465 金属熱処理業は、「他から受け入れた金属製品、機械部分品の焼入れ、焼きなましなどの熱処理を行う事業所」とされているとおり、他社から受け入れた製品に対し、熱処理を行う事業を指します。内製化の場合、熱処理を行う対象は、自社で製造した機械部品

について、付加価値を付けるために当該製品の製造工程の一つとして熱処理加工を行っているものであるため、2465 金属熱処理業には該当しません。

(28) 該当性判断の個別相談ケース②⑤ (プラスチック製品製造業)

(質問 2-28-1) 当社はプラスチック製品製造業です。各種プラスチック製品を製造しております。「プラスチック成形」で受け入れることは可能ですか。

(回答 2-28-1) 日本標準産業分類の中分類 18 プラスチック製品製造業に該当する製造品を、以下の成形方法により製造している場合、受入れ可能です。

- ・プラスチック成形（うち、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形）
- ・強化プラスチック成形（うち、手積み積層成形）

その他、分類の説明にあるように、プラスチック製歯車を製造する事業所は中分類 25－はん用機械器具製造業、プラスチック製計量器を製造する事業所は中分類 27－業務用機械器具製造業、また、プラスチック製ボビンを製造している事業所は、26－生産用機械器具製造業として、受入れ可能です。

製造品によって[日本標準産業分類（令和 5 年 7 月版）](#)が異なりますので、対象となる産業分類一覧を御確認ください。

(質問 2-28-2) ビニールハウスの廃材を材料にして、プラスチック成型でペレットを製造しています。日本標準産業分類の 1852 廃プラスチック製品製造業に該当しますか。

(回答 2-28-2) 1851 プラスチック成形材料製造業に該当します。

受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人・育成就労外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-28-1 を御確認願います。

(質問 2-28-3) プラスチックでラミネート加工をする事業者です。18 プラスチック製品製造業のいずれかに該当しますか。

(回答 2-28-3) 主としてプラスチックフィルム・シート等を元に各種加工を行っている場合、1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業に該当します。なお、主として購入し又は委託された紙に、ろう、油、プラスチックなどを塗装、浸透又は積層加工を行いラミネート紙を製造する場合、1431 塗工紙製造業に分類される可能性があります。

受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人・育成就労外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-28-1 を御確認願います。

(質問 2-28-4) プラスチックで食品用容器・包装資材を製造しています。プラスチック製品製造業のいずれかに該当しますか。

(回答 2-28-4) 製造品がプラスチック製の容器の場合は 1892 プラスチック製容器製造業に、包装資材の場合は 1897 他に分類されないプラスチック製品製造業に該当します。

受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人・育成就労外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-28-1 を御確認願います。

(質問 2-28-5) プラスチックで自動車部品を製造しています。1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業に該当しますか。

(回答 2-28-5) 1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）又は 3113 自動車部分品・附属品製造業に該当します。

なお、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業として受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人・育成就労外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-28-1 を御確認願います。

(質問 2-28-6) プラスチックの原料の製造をしています。1851 プラスチック成形材料製造業に該当しますか。

(回答 2-28-6) 主として、プラスチックに充てん剤の配合等を行い成形材料を製造する場合、1851 プラスチック成形材料製造業に該当します。なお、主としてポリエチレン等のプラスチックを粉末、粒状等の形で製造する場合は 1635 プラスチック製造業に該当するため、対象外となります。

受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人・育成就労外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-28-1 を御確認願います。

(質問 2-28-7) プラスチック製の眼鏡、サングラス等の製造はプラスチック製品製造業に該当しますか。

(回答 2-28-7) プラスチック製の眼鏡・サングラスは、プラスチック製品製造業に該当しません。3297 眼鏡製造業（枠を含む）に該当します。

(質問 2-28-8) 射出成型でプラスチックの部品を作り、車のサンルーフ部分に取り付けるまでが製造工程にある場合、日本標準産業分類 18 プラスチック製品製造又は 311 自動車・同附属品製造業に該当しますか。

(回答 2-28-8) 射出成型技能を用いて輸送用機械器具用のプラスチック製品を製造する事業所及び銅製品の加工品を一貫して製造する事業所の場合は、日本標準産業分類 18 プラスチック製品製造業（細分類：1832 輸送用機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）」に該当する可能性があります。

(29) 該当性判断の個別相談ケース②⑥（研磨業）

(質問 2-29) 当社は、産業機械部品を研磨加工している研磨業です。2469 その他の金属表面処理業

に該当しますか。

(回答 2-29) バフ研磨業に限り、該当します。2469 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）の場合、括弧内にあるアルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業のみが受入れ可能です。それ以外は受け入れることができません。日本標準産業分類の内容と異なりますので御注意ください。

(30) 該当性判断の個別相談ケース㉗（ちゅう房機器の部分品製造）

(質問 2-30) 家庭用炊飯器や電子レンジの部分品を製造して出荷しています。出荷後に、他の事業所で本体と組み合わせて商品となりますが、部品製造でも 2931 ちゅう房機器製造業に該当しますか。

(回答 2-30) 該当します。部分品のみの製造であっても、その部品が本体となる製造品に必要な不可欠な部品であると認められれば、該当します。

(31) 該当性判断の個別相談ケース㉘（鉄骨製造業）

(質問 2-31) 建設現場で鉄骨の溶接をしています。2441 鉄骨製造業に該当しますか。

(回答 2-31) 該当しません。2441 鉄骨製造業は、工場内で鋼材を加工、溶接等をして鉄骨を製造した上で建設現場等に出荷する事業を指し、事業所内で鋼材の溶接等を行う場合は該当しますが、出荷された鉄骨を建設現場で溶接する作業の場合は該当しません。

(32) 該当性判断の個別相談ケース㉙（鋼管製造業）

(質問 2-32) 車のパイプ製造は日本標準産業分類 311－自動車・同附属品製造業又は 2234 鋼管製造業に該当しますか。

(回答 2-32) 車のパイプは 3112－自動車車体・附随車製造業又は 3113－自動車部分品・附属品製造業に該当します。自動車用部品になるため、2234 鋼管製造業には該当しません。

(33) 該当性判断の個別相談ケース㉚（工業包装）

(質問 2-33) 段ボールの工業包装を行っています。紙器・段ボール箱製造業の対象になりますか。

(回答 2-33) 該当しません。段ボール箱の製造は行わず、工業包装のみを行っている場合は、484 こん包業に該当します。なお、484 こん包業は、JAIM への入会にかかる上乗せ要件等として日本梱包工業組合連合会に所属していることが必要です。

(34) 該当性判断の個別相談ケース㉛（コンクリート製品製造業）

(質問 2-34-1) 建築用の壁や柱をコンクリートで製造しています。2123 コンクリート製品製造業に該当しますか。

(回答 2-34-1) コンクリート製品として建築用の壁や柱を製造している場合、2123 コンクリート製品製造業に該当します。なお、生コンクリートを製造している場合は、2122 生コンクリート製造業に該当します。

(質問 2-34-2) コンクリート製品に対する金属加工をしています。2123 コンクリート製品製造業に該当しますか。

(回答 2-34-2) 該当しません。2123 コンクリート製品製造業は、コンクリート製品を製造する事業所を対象としているため、コンクリート製品の製造も行っている場合は該当しますが、金属加工のみを行っている場合は該当しません。

(35) 該当性判断の個別相談ケース⑫ (陶磁器製品製造業)

(質問 2-35) セラミックス製の食器を製造しています。2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業に該当しますか。

(回答 2-35) 「機械ろくろ成形」、「圧力鋳込み成形」及び「パッド印刷」のいずれかの作業によりセラミックス製の食器を製造する場合、2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業に該当します。

(36) 該当性判断の個別相談ケース⑬ (繊維工業)

(質問 2-36-1) カーペット、カーテン、布団、ホテルリネンのクロスを製造しています。繊維工業のいずれかに該当しますか。

(回答 2-36-1) 羊毛、レーヨン、スフ、合成繊維、硬質麻類繊維などの繊維で、じゅうたん、だん通又はその他の繊維製の床敷物を製造する場合、1193 じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業に、購入した織物又はレース地（ドロンワーク、カットワークなどを含む）などからカーテン及びどん帳、テーブル掛、テーブルセンター、ドイリー、ナプキン、旗、のぼり、引幕、脚はん（ゲートル、スパッツなど）、そのほか他に分類されない縫製雑品を製造する場合、1199 他に分類されない繊維製品製造業に、布団（掛布団、敷布団、座布団）、夜着、寝具用カバーなどを製造する場合、1191 寝具製造業に該当すると思われ、受入れ可能となる見込みですが、実際には JAIM 入会申請時に判断させていただきます。

(質問 2-36-2) 雨合羽の製造をしている事業者です。紳士服製造（塩化ビニール製のプラスチックを縫い付ける作業）を行う場合、繊維工業での受入れは可能ですか。

(回答 2-36-2) 雨合羽製造については、日本標準産業分類 1161 織物製成人男子・少年服製造業の中でレインコートの製造も含まれ、繊維工業に該当します。紳士服製造は工業製品製造業分野の外国人が従事する業務区分に該当しているので、所要の要件を満たす場合には受入れ可能となります。

(質問 2-36-3) 日本標準産業分類 1152 漁網製造業の事業者ですが、繊維工業で特定技能外国人・育成就労外国人の受入れは可能ですか。

(回答 2-36-3) 可能です。令和 8 年 1 月 23 日閣議決定「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」及び「育成就労に係る制度の運用に関する方針」等により、工業製品製造業分野（繊維工業）において、「製網」に係る作業が対象業務に含まれることが明記されたため、所要の要件を満たす場合には特定技能外国人・育成就労外国人の受入れが可能となります。

(質問 2-36-4) 日本標準産業分類 1185 手袋製造業の事業者ですが、繊維工業で特定技能外国人・育成就労外国人の受入れは可能ですか。

(回答 2-36-4) 1185 手袋製造業は日本標準産業分類では繊維工業に該当しておりますが、「手袋製造」に係る作業が対象業務に含まれていないため、特定技能外国人・育成就労外国人の受入れはできません。

(質問 2-36-5) 自動車の内装等に使用するフェルト材の製造をしています。日本標準産業分類 11 繊維工業又は 311 自動車・同附属品製造業に該当しますか。

(回答 2-36-5) フェルト材の製造は、11 繊維工業に該当しますが、工業製品製造業分野の外国人が従事する業務区分内の業務に該当しないため、外国人の受入れはできません。一方で、当該フェルト材が自動車部品として用いられる場合には、結果として 3113 自動車部分品・附属品製造業に該当する可能性もあります。

(質問 2-36-6) 不織布製マスクの製造において、裁断・機械による製造・検品・こん包作業等を行う場合、1198 繊維製衛生材料製造業に該当しますか。

(回答 2-36-6) 不織布製の衛生マスク製造業は、1198 繊維製衛生材料製造業に該当しますが、工業製品製造業分野の外国人が従事する業務区分内の業務に該当しないため、外国人の受入れはできません。

(37) 該当性判断の個別相談ケース③④ (金属製品塗装業)

(質問 2-37-1) 船体の塗装をしています。2461 金属製品塗装業に該当しますか。

(回答 2-37-1) 該当しません。船体の塗装は、0771 塗装工事業（船舶塗装業）や 3131 船体製造・修理業等に該当します。ただし、船舶部分品の塗装を行っている場合は、2461 金属製品塗装業に分類される可能性があります。

(質問 2-37-2) 自動車の車体や、修理が必要な車や中古車の車体、部品の塗装を行っています。2461 金属製品塗装業又は 311 自動車・同附属品製造業に該当しますか。

(回答 2-37-2) 自らが製造した自動車の車体への塗装は、3112 自動車車体・附随車製造業に該当します。また、修理が必要な車や中古車の車体への塗装は、8919 その他の自動車整備業（自動車再塗装業）に該当します。ただし、自動車の車体や自動車部品が、2461 金属製品塗装業の定義における「主として他から受け入れた金属製品」である場合は、2461 金属製品塗装業に分類される可能性があります。

(質問 2-37-3) 建物資材を塗装する事業者です。2461 金属製品塗装業に該当しますか。

(回答 2-37-3) 建物資材が 2461 金属製品塗装業の定義における「主として他から受け入れた金属製品」である場合、2461 金属製品塗装業に該当します。

(38) 該当性判断の個別相談ケース③⑤ (RPF 製造業)

(質問 2-38) 固形燃料を製造しています。3299 他に分類されないその他の製造業 (ただし、RPF 製造業及び人体保護具製造業に限る。) に該当しますか。

(回答 2-38) 3299 他に分類されないその他の製造業 (ただし、RPF 製造業及び人体保護具製造業に限る。) は、対象の固形燃料を RPF に限っているため、RPF ではない固形燃料の場合は対象外となります。

(39) 該当性判断の個別相談ケース③⑥ (印刷・同関連業)

(質問 2-39) プラスチック製の袋への印刷をする業者です。1513 紙以外の印刷業に該当しますか。

(回答 2-39) プラスチックフィルムへ印刷する場合、1513 紙以外の印刷業に該当します。なお、プラスチック製袋の製造は 1821 プラスチックフィルム製造業もしくは 1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業に分類される可能性があります。受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人・育成就労外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-28-1 を御確認願います。

(40) 該当性判断の個別相談ケース③⑦ (こん包業)

(質問 2-40) 製造品はなく、こん包のみを行う事業者です。484 こん包業に該当しますか。

(回答 2-40) こん包のみの場合でも 484 こん包業に該当します。また、組立て・外装等を行わない場合は、4841-こん包業 (組立こん包業を除く) に該当します。なお、484 こん包業は、JAIM への入会にかかる上乗せ要件等として日本梱包工業組合連合会に所属していることが必要です。

(41) 該当性判断の個別相談ケース③⑧ (パルプ製造業)

(質問 2-41) 日本標準産業分類 1411 パルプ製造業で JAIM に加入できた際は、紙製造の作業は可能ですか。

(回答 2-41) 以下の 2 つを満たす場合には、対象となる可能性があります。

- ・事業所が日本標準産業分類の小分類 144 紙製品製造業を行っており
- ・かつ外国人が従事する業務区分が紙器・段ボール箱製造区分に該当し、紙器・段ボール箱製造のうち印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造、段ボール箱製造の技能を用いて従事する

なお、紙製造の作業へ従事することは認められていません。

(42) 該当性判断の個別相談ケース③⑨ (アルミニウム・同合金圧延業 (抽伸、押出しを含む))

(質問 2-42) アルミニウム押出製品の製造を行っています。製造工程が 2 事業所にまたがって

て、A 工場ではアルミニウムの溶解・押出用ピレット鑄造を行っています。B 工場では押出・切断・表面処理 (陽極酸化処理や塗装など) を行っています。この場合、A 工場・B 工場ともに日本標準産業分類 2332 アルミニウム・同合金圧延業 (抽伸、押出しを含む) に

該当しますか。

(回答 2-42) 完成品（最終製品）がアルミニウム及びその合金から圧延、抽伸、押出しなどにより製造された板、条、棒、形材、線、はく（箔）、管等であれば、2 事業所とも 2332 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）に該当します。アルミニウム押出材で自動車部品を製造する場合は 3113 自動車部分品・附属品製造業、航空機部品を製造する場合は 3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業に該当する可能性があります。

(43) 該当性判断の個別相談ケース④（その他のセメント製品製造業）

(質問 2-43-1) 気泡コンクリート製品を製造しています。2129 その他のセメント製品製造業に該当しますか。

(回答 2-43-1) 気泡コンクリート製品の製造を行う事業所は、2129 その他のセメント製品製造業に該当しますが、工業製品製造業分野の外国人が従事する業務区分内の業務に「気泡コンクリート製品製造」にかかる業務が該当しないことから、気泡コンクリート製品の製造ラインでの外国人の受入れはできません。

なお、「コンクリート製品製造」の業務は、社会基盤施設に用いるコンクリート製品（レディミクストコンクリート（生コンクリート）を除く。）を製造工程が一貫して管理された工場で製造する作業であり、珪石、セメント、生石灰、アルミ粉末を主原料とする気泡コンクリート製品の製造は該当しません。

(質問 2-43-2) 2129 その他のセメント製品製造業にはどのような事業所が該当しますか。

(回答 2-43-2) プレハブ住宅製品の製造を行う事業所のうち、木片セメント板等のセメント板に対して塗装を行ったり、セメント板のタイル張り作業を行ったりする事業所が該当します。

3. 業務範囲について

(1) 作業内容

(質問 3-1) 特定技能外国人・育成就労外国人が従事する業務内容について教えてください。

(回答 3-1) 特定技能制度・育成就労制度における各運用要領に、業務区分別に記載しています。

例) 機械金属加工：指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事

- ・ 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001465355.pdf>

- ・ 特定の分野に係る育成就労制度運用要領

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001463736.pdf>

また、特定技能外国人においては、分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。

- ①原材料・部品の調達・搬送作業、②前後工程作業、③クレーン・フォークリフト等運転作業、④清掃・保守管理作業

(2) 複数の製造ライン時の対応

(質問 3-2-1) 製造ラインで、受入れ対象の日本標準産業分類に該当するものと該当しないものを製造しています。受入れ対象の日本標準産業分類で特定技能外国人・育成就労外国人を受け入れた場合、受入れ対象の日本標準産業分類に該当しない製造品の製造作業に携わることは可能ですか。

(回答 3-2-1) 同じ事業所／製造ライン内であっても、受入れ対象の日本標準産業分類に該当しない製品の製造に関わる業務に従事することはできません。

(質問 3-2-2) 受入れ対象の日本標準産業分類に該当する製造品が複数あります。そのうち JAIM には、一つの製造品しか届け出ていません。受入れ対象の日本標準産業分類に該当することが分かっているならば、特定技能外国人・育成就労外国人が製造作業に携わっても良いでしょうか。

(回答 3-2-2) 製造品が受入れ対象の日本標準産業分類に該当するか否かは、JAIM が判断します。既に入会が認められているものと同じような製造品であっても、新たな製造品のラインに従事させる場合は、申請をしてください。

なお、特定技能外国人の作業は、同じ業務区分内であれば従事させることが可能です。

育成就労外国人においては、業務区分ごとに設定された「主たる技能」修得のために従事が必要な業務（必須業務）への従事が必須となっており、必須業務に従事させる時間は業務時間全体の 1/3 以上である必要があります。

(質問 3-2-3) 日本標準産業分類 144 紙製品製造業・145 紙製容器製造業に該当する事業者ですが、そ

の工程に印刷工程がある為、印刷・同関連業の上乗せ要件である団体へ加入しようとしたところ、対象でないとのことでした。144・145 で入会した場合に、特定技能外国人・育成就労外国人を印刷工程に従事させることは可能ですか。

(回答 3-2-3) 外国人が従事する業務区分が紙器・段ボール箱製造区分に該当し、紙器・段ボール箱製造のうち印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造、段ボール箱製造の技能を用いて従事する場合には、特定技能制度・育成就労制度の対象となる可能性があります。なお、当該業務に従事する日本人が通常従事する関連業務にご質問の工程が含まれる場合は、特定技能外国人・育成就労外国人も当該工程に付随的に従事することが出来ます。ただし、もっぱら当該工程にのみ従事することは認められません。

(3) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い

(質問 3-3) 自動車部品と生産用機械部品の製造ラインがあり、日本人は交代で双方のラインでの作業に従事しています。同じ職場の日本人と同様、交代で作業することは可能ですか。

(回答 3-3) 可能です。なお、特定技能外国人・育成就労外国人が従事できるのは、受入れ可能な日本標準産業分類に該当する製造品のラインのみであるため、対象外の製造品の場合は不可となります。

4. 請負契約について

(1) 請負契約での受入れ

(質問 4-1-1) 構内請負を行っております。外国人材制度（特定技能・育成就労）の利用は可能でしょうか。

(回答 4-1-1) 工業製品製造業分野において、条件を満たしていれば請負での受入れが可能です。請負会社が工業製品製造業分野に該当する（製造品出荷額が発生している）こと、業務区分が該当すること、直接雇用契約を結んでいること、JAIM の賛助会員又は育成就労会員であること、派遣契約ではないことが条件です（＊製造業では派遣契約は認められておりません）。また、いわゆる偽装請負（請負契約はあるものの発注者から直接、業務の指示や命令をされるといった場合など）も対象外です。なお、請負による製造の場合は、『請負事業所判断チェックシート』と『請負契約書の写し』の提出が必須です。

提出が必要な証明書類は、届け出る日本標準産業分類によって異なります。以下 URL の【書き方見本ファイル】を御確認の上、作成をお願いいたします。

○11 繊維工業への申請

https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_11.pdf

○繊維工業_人権基準認証手続中の代替書類

https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_11_02.pdf

○15 印刷・同関連業への申請

https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_15.pdf

○18 プラスチック製品製造業への申請

https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_18.pdf

○484 こん包業への申請

https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_484.pdf

○2462・2464・2469 めっき業・金属表面処理業への申請、

311・314 のうち製造工程に金属表面処理加工が含まれている事業所の申請

https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_2462-2464-2469.pdf

○その他の日本標準産業分類への申請

https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_other.pdf

(質問 4-1-2) 請負による製造の場合、『請負事業所判断チェックシート』の提出が必須とありますが、『請負事業所判断チェックシート』のチェック項目全てに「○」が付く場合には、必ず申請が受理され JAIM へ入会できるのでしょうか。

(回答 4-1-2) 『請負事業所判断チェックシート』の提出は必須ですが、それだけで必ず申請が受理されるものではありません。証明書類内容を確認し、製造品情報等の申請内容に応じて入会の可否を判断いたします。なお、必要に応じて追加書類の提出を依頼することがあります。

5. 育成就労における試験制度

(1) 育成就労の目標となる試験

(質問 5-1) 「育成就労の目標」として設定し得る技能試験等のうち、「育成就労評価試験」は JAIM が実施するものですか。

(回答 5-1) 「育成就労評価試験」は JAIM が実施する試験ではありません。

6. 特定活動について

(1) 在留資格の変更

(質問 6-1) 「特定技能 1 号」の在留資格に変更を希望していますが、在留期間の満了日までに必要な申請書類を揃えることができないなどの理由で、移行のための準備に時間を要する場合には、「特定技能 1 号」で就労を予定している受入れ機関で就労しながら移行のための準備を行うことができるでしょうか。

(回答 6-1) 「特定技能 1 号」に移行予定の方に関する特例措置については、
(出入国在留管理庁 HP) http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html を御確認ください。